

公用車両への広告掲載について【概要】

1. 広告掲載の基本原則等

【佐賀市広告掲載取扱要綱第3条】

(広告掲載の基本原則等)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、次に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益をもたらすことのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な社会風紀を尊重したものであること。
- (5) 本市の条例及び関係諸法令並びに社会秩序を守るものであること。
- (6) 掲載又は掲出がされた広告の内容に係る一切の責任は広告主にあり、市は責任を負わないものであること。

2 次に掲げる事項に該当する広告については、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張を含むもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 佐賀市の市税を滞納している者に係るもの
- (10) その他広告掲載をする広告として不適当であると市長が認めるもの

【佐賀市広告掲載基準第3】

(掲載を承認しない広告)

3 以下に相当する広告は、掲載を承認しないものとする。

- (1) 前項の趣旨にかんがみて適切でないもの
 - ア 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連する広告
 - イ 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
 - ウ 社会問題についての主義主張や係争中の事件に係る声明広告
 - エ 国内世論が大きく分かれているもの
 - オ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、広告を見る者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 名誉き損、信用き損、プライバシーの侵害、業務妨害のおそれのあるものや、差別を助長するもの
 - ケ 広告媒体の使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの
- (2) 青少年保護又は取引の安全の観点から適切でないと認められる広告で、次に掲げる業種又は事業者に係るもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又は風俗関連若しくは類似の業種
 - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
 - ウ 商品先物取引の営業等
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の定めにより再生・更生手続を行っている事業者

- オ その他社会問題を起こし、又はそのおそれがある業種や事業者
- (3) 法令等に違反するもの及び違反するおそれがあるもの
- (4) 社会的な観点から適切でないもの
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告
 - イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現を含む広告
- (5) 消費者保護の観点から適切でないもの
 - ア マルチ商法、催眠商法等、悪質商法とみなされるもの
 - イ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関する広告
 - ウ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度の宣伝となるもの
 - エ 広告主決定時に本市の指名停止措置を受けているものの広告
- (6) その他
 - ア 皇室関係の写真、紋章等を使用した広告
 - イ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの又は明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
 - ウ アマチュアスポーツの選手や各種競技団体等の役員の氏名、写真、推薦文等を使用したもの
 - エ 国土地理院の地図を無断で使用したもの
 - オ あたかも佐賀市が推奨しているような表現のもの
 - カ その他広告掲載することが適切でないと要綱第5条1項に規定する佐賀市広告審査委員会が認めたもの

【佐賀市一般公用車両への広告掲載取扱要領第2条】

（掲載の範囲）

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 要綱第3条第2項各号に掲げるもの
- (2) 佐賀市広告掲載基準の3に掲げるもの
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条に規定する特定商取引及びこれらに類するもの
- (4) 不動産の売買、賃借等に関するもの（国、政府関係機関その他公共団体に係るものを除く。）
- (5) 求人に関するもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に関するもの
- (7) 基本情報が開示されていない団体等の事業活動に関するもの

2. 掲載しない広告デザイン

【佐賀市一般公用車両への広告掲載取扱要領第4条】

（広告のデザイン等）

第4条 一般公用車に掲載することができる広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用したもの
- (4) 地色に黒色、金色若しくは銀色、又は信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのある色を使用したもの
- (5) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれのあるもの

3. 広告の掲載料

【佐賀市一般公用車両への広告掲載取扱要領第6条、第12条関係】

今回の広告掲載料は、1台あたり48,000円/年（一括前納）です。

4. 広告の掲載期間

【佐賀市一般公用車両への広告掲載取扱要領第8条関係】

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

ただし、月単位の掲載も可能とします。

5. 広告掲載の申込み

【佐賀市一般公用車両への広告掲載取扱要領第10条関係】

広告の原稿又は見本及び市税納税証明書（法人市民税、固定資産税等）を添えて、「佐賀市一般公用車両広告掲載申込書」を提出して下さい。

6. 申込要件

【佐賀市一般公用車両への広告掲載取扱要領第10条関係】

- (1) 市町村税に滞納がないこと。
- (2) 暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。

7. 広告掲載の決定方法

【佐賀市一般公用車両への広告掲載取扱要領第11条関係】

佐賀市広告取扱要綱第3条並びに佐賀市一般公用車両への広告掲載取扱要領第2条及び第4条の規定に該当するか否かを審査し、掲載する広告を決定します。

ただし、適正広告の数が複数のときは、次の優先順位により掲載する広告を決定します。

（優先順位）

- 1 国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人及びこれらに類するものに係る広告
- 2 公共性の高い申込者に係る広告
- 3 市内に事業所等を有する申込者に係る広告
- 4 優先順位が1位から3位までの広告以外の広告

8. 費用負担等

【佐賀市一般公用車両への広告掲載取扱要領第13条関係】

広告の作成、掲載及び撤去に係る費用は、広告主が負担して下さい。